

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(大和市情報公開条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大和市情報公開条例（平成 1 2 年大和市条例第 1 9 号）第 3 5 条
- (2) 大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和 4 年大和市条例第 1 5 号）
第 1 6 条並びに附則第 8 項及び第 9 項
- (3) 大和市行政不服審査法施行条例（平成 2 7 年大和市条例第 2 2 号）第 1 2 条
- (4) 大和市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成 1 9 年大和市条例第 4 1 号）第
5 9 条第 1 項
- (5) 大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例（昭和 6 2 年大和市条例第 2 9 号）第
1 1 条第 1 項

(大和市職員の分限に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大和市職員の分限に関する条例（昭和 3 1 年大和町条例第 3 号）第 8 条第 1 項
- (2) 大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年大和町条例第 1 号）第 2 2 条
の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (3) 大和市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年大和市条例第 1 9 号）第 1 4 条第
1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 5 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 6 条第
1 項第 1 号並びに第 1 8 条第 4 項
- (4) 大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 4 1 年大和市条例第 1 2
号）第 4 条第 1 号
- (5) 大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年大和市
条例第 2 8 号）第 6 条第 1 号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び大和市職員の退職手当に関する条例第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。